

山梨県指定訪問介護事業所 運営規程

(事業所名：忍野村訪問介護事業所)

(事業の目的)

第1条 忍野村社会福祉協議会が開設する、忍野村訪問介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心理状況やおかれている環境などを踏まえ、その有する能力に応じ、可能な限り自宅での日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事などの生活全般を支援する。
2. 事業所の管理者又はサービス提供責任者は、サービスが適正に実施されているか定期的にチェックし、訪問介護員の教育などを行い、利用者に必要なサービスの提供に努める。
 3. 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、医療機関、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 4. サービスを提供した際には具体的な内容を記録し、利用者からの申出があった場合には、その情報を利用者に対して提供する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地、電話番号は次の通りとする。

1. 名 称 忍野村訪問介護事業所
2. 所在地 山梨県南都留郡忍野村忍草1445-1
3. 電 話 0555(20)5187

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は、次の通りとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、必要に応じ訪問介護員の教育を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上（介護福祉士及び1級課程修了者）

サービス提供責任者は、当規定の第2条を遵守し利用者の自立を支援するよう、訪問介護員等の技術指導、訪問介護計画の作成を行うとともに、必要に応じ自らもサービスの実施を行う。員数は必要に応じ増員する。

- (3) 訪問介護員等 2級課程以上修了者 5名以上（常勤・登録を含む）

訪問介護員は指定訪問介護の提供に当たる。

- (4) 事務職員 1名（必要な事務を行う。事業所内の他業務と兼務する場合がある。）

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日、但し年末年始12月31日～1月3日は休業

（ご利用者の要望により土曜日、日曜日、祝日も営業する場合がある。）

- (2) 営業時間 午前 8時30分～午後 4時00分

（ご利用者の要望により営業時間以外もサービスを提供する場合がある。）

- (3) 連絡体制 電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

- (4) 利用者の相談を受ける場所 事務所内相談室・利用者自宅

- (5) 担当者会議の場所 事務所内相談室・利用者自宅

（訪問介護計画）

第6条 指定訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている状況を踏まえ、指定訪問介護の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した訪問介護計画書を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った訪問介護計画を作成する。

2. 訪問介護計画を作成・変更したときは、利用者又はその家族に対し、その内容を説明し、文書により同意を得た上で当該計画書を利用者に交付するものとする。
3. 訪問介護計画に基づきサービスを提供すると共に、その実施状況の評価を行う。
4. 通所介護計画等の記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（訪問介護の内容及び利用料等）

第7条 指定訪問介護の内容は、身体介護、生活援助とする。

①身体介護

利用者様の身体に直接接触して行う介助、並びにこれを行うために必要な準備及び後始末、及び利用者様が日常生活を営むのに必要な機能の向上の為の介助・専門的な援助です。

②生活援助

生活援助とは、掃除・洗濯・調理・などの日常生活を援助するサービスです

2. 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(苦情処理)

第8条 提供した訪問介護に対する利用者又は家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置・担当者の配置・事実関係の調査の実施・改善措置・利用者又は家族に対する説明・記録の保存、その他の必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 緊急時の対応は、次の通りとする。

1. 地震・火災など避難が必要なケースを想定し、避難場所等を家族や介護支援事業者及び関係市町村とあらかじめ協議し、忍野村小学校と決定しておく。
2. 訪問介護の実施中に利用者の容態が急変等の緊急事態は、以下の手順で対応する。
 - (1) 訪問している訪問介護員は、速やかに主治医に連絡する等適切な処置を講ずると共に、事業所の管理者あるいはサービス提供責任者に報告する。
 - (2) 連絡を受けた事業所は家族及び居宅介護支援事業者等に連絡する。
 - (3) 救急車の手配が必要なときは、利用者の家族に手配するよう依頼する。ただし家族と連絡が取れないときは、主治医等に確認のうえ手配する。
 - (4) 事業所の管理者は、以上の手順が速やかに行われるよう、事務所内の緊急電話の設置・家族との事前協議等、必要な事項を整備しておく。
 - (5) 以上の経過について、所定の様式にもとづく報告書を作成し、管理者が確認後忍野村に報告する。必要により関係市町村に書面をもって報告する。
 - (6) 訪問していない時であっても、当事業の利用者である場合で、家族又は本人より連絡があった時は、上記手順に準じ出来る限りの手配をする。

(通常の営業範囲)

第10条 通常の営業範囲は忍野村、富士吉田市、山中湖村、富士河口湖町(上九一色を除く)、西桂町とする。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(感染症の予防、まん延防止)

第12条 事業所は、事業運営において感染の予防及びまん延防止の為に次の措置を講じます。

- (1) 指針を策定する。
- (2) 職員に対し、定期的に研修又は訓練等を行う。
- (3) 事業所は、事業運営において感染症が発生した場合には、医療機関、行政機関、他サービスと連携し、事態の拡大防止及び、早期終息に向けて対応します。

(ハラスメント防止)

第 13 条 当事業所は、ハラスメントの発生又はその防止の為に、次の措置を講ずると共に、ハラスメントを受けたと思われる職員又は関係者を発見した場合は、速やかに調査を行い、事実関係を明らかにします。

(1) ハラスメント防止に関する指針を策定する。

(2) 職員を対象としたハラスメント防止に関する定期的な研修を実施する。

2. 調査の結果、ハラスメントが行われたと認められた場合には、関係機関と連携性して厳正に対処を行います。

3. 下記の代表的なハラスメント例を基に、時代の変遷により変化する価値観の中で、利用者及び代理人、関係者はこれに類するハラスメント行為を行わないものとする。

ハラスメント例	概要
セクシャルハラスメント	性的なものを連想させる言動によって、相手方に不快感を与えるもの。
マタニティハラスメント	妊娠、出産、育児等を理由に、相手方に不快感を与える言動を行ったり、不利益を与えたりするもの。
パワーハラスメント	職務上の地位や、社会的権限を利用して、相手方に不快感や不利益を与えるもの。
カスタマーハラスメント	顧客や取引先など（以下「顧客等」）からの理不尽なクレームや、不当な要求、暴力的な言動や、侮辱的な発言等により相手方に不快感や不利益を与えたり、周囲に対して迷惑な行為をしたりするもの。

(事業継続計画)

第 14 条 事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為、又、非常時における業務の体勢の対応等業務継続計画を策定します。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第15条 利用者は職員の指示に留意することとし、他人への迷惑行為は慎む。

(その他の留意事項)

第16条 その他の留意事項は、次の通りとする。

(1) 上記規程を守りサービスの向上を図るため、訪問介護員の採用時にはオリエンテーションを実施し、その後は定期的に社内研修やヘルパーミーティングを実施する。

(2) 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

(3) 職員は、その退職後においても業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。またその旨が記された雇用契約を契することとする。

(4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、忍野村と事業所の管理者が必要に応じて協議に基づいて定める。

- 附則 この運営規程は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 この運営規程は平成 25 年 1 月 1 日から施行する。
- 附則 この運営規程は平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 附則 この運営規程は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- 附則 この運営規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。